

令和7年度 東京都立葛飾特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校の生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都教育委員会をはじめとする本校、地域、保護者、警察等の関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、学校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- (2) いじめ防止のために地域・保護者へ普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取り組みとその点検、その実現状況の継続的な見直しを実施する。
- (3) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を置き、認知したいじめの全てを東京都教育委員会と情報を共有し、その対応にあたる。
- (4) 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、東京都教育委員会と情報を共有し、「いじめ防止対策委員会」による調査を行う。また、アンケートや個別の面談等の適切な方法により事実関係を明確にしていく。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的

学校は、東京都教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

校長は、いじめ防止に関する諸問題について、問題解決を目的とし、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 所掌事項

- 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（法第22条）。
- 重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。
- 委員会は、教育委員会（校長）の指導に基づき、次の事項を所掌する。
 - 1 いじめ等防止計画及び実施に関する事項
 - 2 いじめ等防止、再発防止に関する事項
 - 3 その他、委員会の目的達成に必要な事項

ウ 会議

委員会は検討内容について校長に速やかに報告し、指示を受けるとともに、会議録を提出する。また、委員会の検討結果は、企画調整会議で報告するとともに、必要に応じて職員連絡会で報告する。

エ 委員構成

委員会は、校長、副校長、生活指導担当主幹、主幹教諭、養護教諭、いじめ体罰等相談員等、校長が指名するもので構成する。

- 1 委員会の委員長は、校長とする。
- 2 委員会の副委員長は、副校長とする。

任期は4月1日翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

- 問題行動のある生徒等及びその保護者に対する、立ち直りに必要な支援
- 問題行動を解決するための支援

ウ 会議

支援会議として、いじめ体罰等相談員と特別支援教育コーディネーターが連携し、必要に応じ会議を設定する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導担当主幹、支援部主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ体罰等相談員、スクールサポートチーム相談員、その他校長が必要と認めた者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- イ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かない態度・能力の育成
- ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- エ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- オ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動の推進
- カ 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- イ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ウ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- イ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ウ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- オ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- カ 保護者への支援・助言

- キ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談
- ク 関係機関、専門家等との相談・連携

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全の確保
- イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 関係機関、専門家等との相談・連携
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- オ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
- カ 重大事態発生についての教育委員会又は知事への報告
- キ 重大事態の調査結果についての教育委員会又は知事の調査（再調査）への協力

5 教職員研修計画

- (1) いじめ問題の見方・考え方（1学期）
- (2) いじめの未然防止に向けた学校の対応（1学期）
- (3) 早期発見のための情報共有の工夫（1学期）
- (4) いじめ防止サポートチームとの連携（1学期）
- (5) 相談環境の充実（2学期）
- (6) いじめ防止対策に関する年度の評価（3学期）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめ防止基本方針のホームページへの掲載
- (3) P T A運営委員会との情報交換

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 亀有警察署生活安全課 スクールサポーターとの連携
- (2) 子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関等と連携した支援会議
- (3) 緊急時通報システムの設置

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価項目に、いじめ、体罰の項目を設ける。
- (2) 学校運営連絡協議会評価委員会にてアンケート結果を検討し、協議会に改善計画を提案する。
- (3) 学校運営連絡協議会評価委員長からの提言を受け、基本方針を改善する。
- (4) 改善された基本方針を学校ホームページにて公開する。
- (5) 葛飾事故防止ミニマムスタンダードの周知徹底を図る。

【葛飾特別支援学校事故防止ミニマムスタンダードの確立】

- ・ 障害の重度軽度にかかわらず生徒が一人にいる場合は必ず言葉を掛ける。
- ・ 学年を越え、廊下ですれ違う際には挨拶を励行する。
- ・ 指導場面を離れる際には、お互いに声を掛け合う。
- ・ 教育課程の適正実施、授業時間の厳守
- ・ 行事や緊急対応による予定変更の場合のルール徹底
- ・ 必要な生徒には、コミュニケーションツールや視覚支援の活用
- ・ パニック時のカームダウンスペース活用
- ・ 生徒一人一人の家庭状況を的確に把握
- ・ 個々の生徒について丁寧な観察及び相談活動を充実させる。